

流動性に係る経営の健全性の状況

I. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

即時現金化可能な国債の減少等により適格流動資産が減少したことなどから、前四半期から当四半期にかけて連結流動性カバレッジ比率は2.9%pt、単体流動性カバレッジ比率は3.8%pt低下しております。

2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

当行の流動性カバレッジ比率は、規制値の最低要件70%（注）を上回る水準となっており問題ありません。

（注）最低要件は平成27年3月末の60%より段階的に引き上げられ、平成31年3月末に100%となる予定です。

	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
最低要件	60%	70%	80%	90%	100%

3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

当行の算入可能適格流動資産の構成は、レベル1資産94%、レベル2A資産3%、レベル2B資産3%となっております。

4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項

(1) 適格オペレーショナル預金に係る特例について

適格オペレーショナル預金に係る特例は採用しておりません。

(2) シナリオ法による時価変動時所要追加担保額について

シナリオ法を採用しておりません。

(3) その他偶発事象に係る資金流出額について

その他偶発事象に係る資金流出額には投資事業組合未引出額を計上しております。

(4) その他契約に基づく資金流出額について

連結流動性カバレッジ比率を算出するにあたり、連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人等については、簡便的な計算として流動負債をその他契約に基づく資金流出額に計上しております。

(5) その他契約に基づく資金流入額について

該当事項はありません。